

平成25年 No.22

○教員養成開発連携機構規程

制定理由

国立大学法人四大学（北海道教育大学，東京学芸大学，愛知教育大学，大阪教育大学）は，各大学の強みを生かしつつ教員養成機能の強化・充実を図ることを目的とした「大学間連携による教員養成の高度化支援システムの構築－教員養成ルネッサンス・H A T Oプロジェクト－」（以下「H A T Oプロジェクト」という。）の協定を締結し，教員養成開発連携機構を共同設置することとなったため，必要な事項を定めるものである。

承認経過

平成25年 5 月 9 日 機構会議 審議・承認

○教員養成開発連携機構運営会議要項

制定理由

教員養成開発連携機構の事業計画，組織，予算及び決算等の審議を行うための審議機関を設置するため必要な事項を定めるものである。

承認経過

平成25年 5 月 9 日 機構会議 審議・承認

教員養成開発連携機構規程を次のように制定する。

平成25年5月9日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成25年規程第21号

教員養成開発連携機構規程

教員養成開発連携機構規程を別紙のとおり制定する。

教員養成開発連携機構運営会議要項を次のように制定する。

平成25年5月9日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

教員養成開発連携機構運営会議要項

教員養成開発連携機構運営会議要項を別紙のとおり制定する。

教員養成開発連携機構規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人北海道教育大学（以下「北海道教育大学」という。）、国立大学法人東京学芸大学（以下「東京学芸大学」という。）、国立大学法人愛知教育大学（以下「愛知教育大学」という。）、国立大学法人大阪教育大学（以下「大阪教育大学」という。）（以下「四大学」という。）による教員養成機能の強化・充実を図ることを目的とした「大学間連携による教員養成の高度化支援システムの構築－教員養成ルネッサンス・HATOプロジェクト－」（以下「HATOプロジェクト」という。）に関する協定書に基づき設置される、教員養成開発連携機構（以下「機構」という。）の目的及び業務の範囲等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(機構の目的)

第2条 機構は、四大学の連携により、各大学の強みを生かしつつ教員養成機能の強化・充実を図ることを目的とし、更には、全国の教員養成系大学・学部と連携・協力を促進し、日本の教員養成の諸課題に積極的に対応することを目的とする。

(機構の事務所)

第3条 機構は、主たる事務所を東京学芸大学に置く。

(機構長及び副機構長)

第4条 機構に機構長及び副機構長を置き、機構長は東京学芸大学長をもって充て、副機構長は、北海道教育大学長、愛知教育大学長、大阪教育大学長とする。

(構成)

第5条 機構に、機構の運営等に関する必要な事項を審議するため教員養成開発連携機構会議（以下「機構会議」という。）を置く。

(機構会議)

第6条 機構会議は、第4条に定める機構長及び副機構長をもって構成する。

2 機構会議は、機構の最高の意思決定機関とし、機構の運営に関する重要な事項を審議する。

3 機構会議に議長を置き、機構長をもって充てる。

4 機構会議は、構成員全員の出席がなければ会議を開くことはできない。ただし、構成員に事故あるときは、当該大学の理事等がその職務を代行する。

5 議決を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決する。

(運営会議)

第7条 機構会議の下に、機構の事業計画、組織、予算及び決算等の審議を行うため教員養成開発連携機構運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、原則として第8条で定める四大学の教員養成開発連携センターの

長及び四大学の事務局長で構成する。

- 3 運営会議は、前項に掲げる者の代理として、各大学の学長が指名する者の出席を認める。
- 4 運営会議について、必要な事項は別に定める。

(教員養成開発連携センター)

第8条 機構に教員養成開発連携センター（以下「センター」という。）を置き、東京学芸大学に設置するセンターを、HATOプロジェクトの活動の拠点とするとともに、他の三大学にも同一名称のセンターを置き、連携・協力して事業計画を遂行する。

- 2 四大学のセンターにはセンター長を置き、各大学の理事もしくは副学長をもって充てる。また、必要に応じて副センター長を置くことができる。
- 3 第1項の規定に基づき設置するセンターには、IR部門、研修・交流支援部門、先導的実践プログラム部門を共通に置き、四大学の各部門が連携・協力して事業計画を遂行する。
- 4 第3項に規定する部門のほか、四大学のセンターに必要な部門を置くことができる。
- 5 部門には部門長を置くことができる。
- 6 四大学のセンターについて、必要な事項は四大学がそれぞれ別に定める。

(事務局)

第9条 機構の運営等に関する庶務は、機構長が所属する大学の事務局が他の三大学の協力を得て行う。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、機構会議の議を経て機構長が定める。

附 則

この規程は、平成25年5月9日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

教員養成開発連携機構運営会議要項

(趣旨)

第1条 この要項は、教員養成開発連携機構規程（以下「機構規程」という。）第7条第4項の規定に基づき、教員養成開発連携機構（以下「機構」という。）に置く教員養成開発連携機構運営会議（以下「運営会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 機構の事業計画に関する事
- (2) 機構の組織に関する事
- (3) 機構の予算及び決算に関する事
- (4) その他機構の運営に関する事

(構成)

第3条 運営会議は、機構規程第1条に規定する四大学（以下「四大学」という。）のうち次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 四大学に置く教員養成開発連携センターの長 各1名
- (2) 四大学の事務局長 各1名
- (3) その他機構長が必要と認めた者 若干名

2 構成員に欠員が生じた場合は、速やかに欠員を補充することとする。

(議長等)

第4条 運営会議に議長及び副議長を置き、議長は事務局を置く大学の構成員をもって充て、副議長は他の三大学の構成員から議長が指名する。

2 議長は、会議を主宰する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。

(成立要件等)

第5条 運営会議は、四大学それぞれから第3条第1項第1号及び第2号に規定する構成員のいずれか1名以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、同号の構成員の代理として当該大学の学長が指名した者の出席を可とする。

2 議決を要する事項については、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 運営会議は、インターネット等を利用したTV会議で行うことができる。

(構成員以外の出席)

第6条 運営会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 運営会議は、審議事項を円滑に審議するために、必要に応じて部会を置く

ことができる。

2 部会に関し必要な事項は、運営会議が別に定める。

(事務局)

第8条 運営会議に関する庶務は、機構長が所属する大学の事務局が他の三大学の協力を得て行う。

(要項の改廃)

第9条 この要項の改廃は、機構会議の議を経て機構長が定める。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、運営会議に必要な事項は、運営会議の議を経て、機構長が定める。

附 則

この要項は、平成25年5月9日から施行し、平成25年4月1日から適用する。